

総合資源エネルギー調査会・第17回資源・燃料分科会(平成28年5月17日)説明資料

石油販売業の課題と生き残り策

平成28年5月17日

全国石油商業組合連合会

副会長・専務理事 河本博隆

石油販売業を取り巻く環境変化

【1】地場中小SSの減少

[ガソリンスタンドはピーク時から半減]

◆SS数は約▼5割減少 33,510ss(H27)←60,421(H6)
 ・この10年間でも、地場中小SSの減少に比べ、元売所有SSの減少は少ない。(元売シェアの拡大)

	2003年度	2014年度	増減
元売社有SS	9,109	6,146	▲ 2,963
特約・販売SS	30,370	19,129	▲ 11,241
PBSS等	10,588	8,235	▲ 2,353
SS合計	50,067	33,510	▲ 16,557

(出所)石油流通課、月刊ガソリンスタンド社資料

【2】小売市場における元売の影響拡大

[存在感高める元売子会社SS]

◆JXHDー東燃ゼネラル、出光ー昭和シエルの統合基本合意、コスモHDの誕生等

①供給過剰状態から、需給に見合った生産による市場適正化が課題

⇒一層の設備廃棄措置を講じるべき

②過去15年間で、元売子会社SSの拠点シェアは2倍、ガソリンシェアは3倍

⇒統合後も不毛なシェア競争が続けば精販共倒れ

【3】石油需要の減少

[ガソリン需要見通し]

◆少子高齢化や燃費向上等によりガソリン需要は減少

①ガソリンは今後5年間で▼11.8%(年▼2.5%)

53,100千KL(2015年度)→46,850千KL(20年度見込)

②さらに、2030年までには▼6割減との見通し

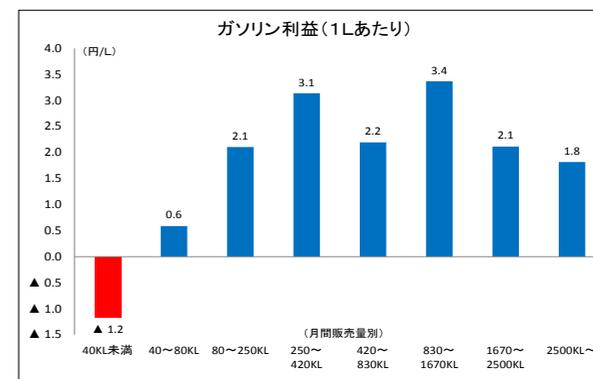
58,300千KL(2010年度)→24,430千KL(2030見込)

(出所)①石油市場動向調査ワーキンググループ(第3回)資料(平成28年4月1日)

②総合エネ調・基本問題委員会(第27回)資料(平成22年6月19日)

【4】SS経営の低マージン

◆中小SS事業者のガソリンマージンは赤字(年間販売量500KL未満)であり厳しい経営状況



(出所)全国石油協会「石油製品販売業経営実態調査」(平成27年度版)

東日本大震災 熊本地震等

・今後、南海トラフ地震や首都直下型地震等の発生予測も

SSの減少

「SS過疎地」の出現

◆災害時における燃料供給拠点機能
・中核SSや小口配送拠点を中心とした災害対応SSの整備
⇒国や自治体等から要請のあった指定病院や避難所等に対する燃料供給
⇒停電地域における「移動電源車」に対する軽油供給等

◆災害時における供給対応が困難

地場SSを中心とした
SSネットワークの維持・確保

施策

- ①石油販売業の経営基盤の強化
- ②元売子会社SSやJASSとの共存共栄ができる小売市場の構築(公正で透明な市場形成)
- ③SS災害対応能力の強化

熊本地震におけるガソリンスタンドの状況



給油待ちの自動車が列をなすガソリンスタンド
(熊本市内／2016年4月16日撮影)



停電の中、自家発電機を稼働して給油を続ける中核SS
(熊本県阿蘇市内／2016年4月18日撮影)

自家発電機稼働作業中



国からの供給要請に基づき、地場SSが病院の自家発電機用燃料(重油)を供給
(熊本市内:2016年4月16日に供給)



防火塀が倒壊したガソリンスタンド
(熊本県益城町内／2016年4月21日撮影)

石油販売業の課題

災害時における燃料供給拠点の確保

- ◆熊本地震における燃料供給要請への迅速対応
 - ・中核SS・小口配送拠点を中心に、国や熊本県等から要請のあった病院や福祉施設等に対する燃料供給
 - ・九州電力からの要請を受け、停電地域における「移動電源車」に対して軽油を供給



停電地域において
「移動電源車」にタンク
ローリーから軽油を供給
(熊本県阿蘇市内/
2016年4月18日撮影)

過疎地や離島等を含めた平時における安定供給

- ◆地場SSを中心としたSSネットワークの維持
 - ・過疎地や離島等を含めた平時における安定供給、災害時における燃料供給拠点を確保するためには、地場SSを中心としたSSネットワークの維持が不可欠
 - ・国民生活に不可欠なSSを存続させることは、過疎地や離島等の地域生活を支える「生活インフラ」としての拠点維持や、災害時における「最後の砦」としての機能確保に資するもの。



長野県下伊那郡阿智村で廃止された農協SSを地元住民が会社を設立し運営継続
(2010年12月)

- ◆ガソリンスタンドはピーク時に比べて半減しており、さらに減少が続いていけば、
 - ✓ 大地震などの災害時における燃料供給の担い手がなくなる…
 - ✓ 過疎地や離島等における石油製品の供給拠点がなくなる…
- ⇒ガソリンスタンドをこれ以上減らさないためにはどうすればいいか。

石油販売業の生き残り策

①石油販売業の経営基盤の強化

- ◆「採算販売」がSS経営維持の基本（再投資ができる収益の確保）
⇒公正なガソリン市場整備を踏まえた自己責任による適正転嫁
- ◆過疎地や離島等を含めた平時における安定供給、災害時における燃料供給拠点の確保など「最後の砦」であるSSネットワークの維持
- ◆今後とも石油製品の安定供給を支える役割を果たす意識と意欲のあるSSに対する経営基盤強化に資する支援策の継続・拡充
⇒灯油ローリー購入等の経営安定化、過疎地における拠点維持や災害対応力強化に向けた取組に対する支援策の継続・拡充
⇒事業統合や協業化・共同化等の取組に対する支援策の実施

②元売子会社SSやJASSとの共存共栄ができる小売市場の構築（公正で透明な市場形成）

- ◆不当廉売や差別対価等の不公正取引に対するコンプライアンスの徹底
- ◆公平で透明な卸価格指標の確立
 - ・系列価格と非系列価格（業転価格）との格差縮小・是正
 - ・石油産業における「取引適正化ガイドライン」の策定（経産省・公取委）
- ◆「元売とSS業界との協議の場」の継続

③SS災害対応能力の強化

- ◆中核SSや小口配送拠点に対する燃料供給ルール確立
⇒系列SS、PBSSにかかわらず、災害時における燃料供給継続は不可欠
- ◆過疎地などの中核SS不在自治体における災害対応SSの整備、在庫量把握のIT化や、首都直下型地震等を踏まえたバックアップ体制の構築等支援策の実施
- ◆地方自治体との災害協定の締結や防災訓練等の継続・拡充

④新しい課題への対応等

- ◆VOC（ガソリンベーパー）規制、水素・EV供給など新しい課題への対応
- ◆過重な石油諸税（約6兆円）の軽減（自動車ユーザーや消費者の負担軽減）

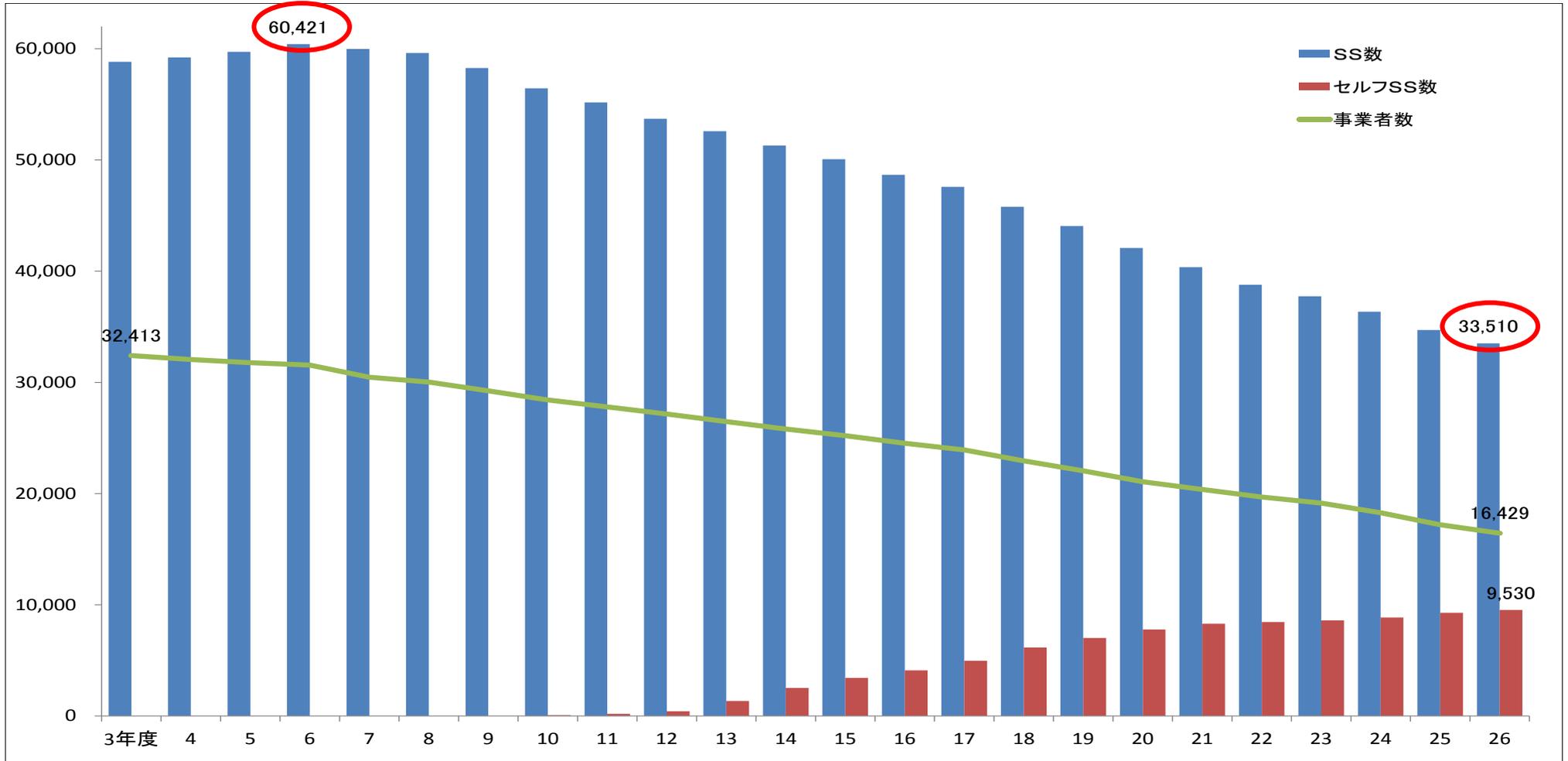
ガソリンスタンドの廃業・撤退が加速

- ◆SS数はピーク時の 60,421ss (H7年3月末) から、33,510ss (H27年3月末) まで減少
・20年間で 26,911ss が廃止・撤退 (▲44.5%)
- ◆最近5年間平均: 減少数 = ▲1,370ss/年 = 3.8ss/日

1日あたり
▲4ssが廃止

〈SS数・事業者数の推移〉

(単位: か所、者)



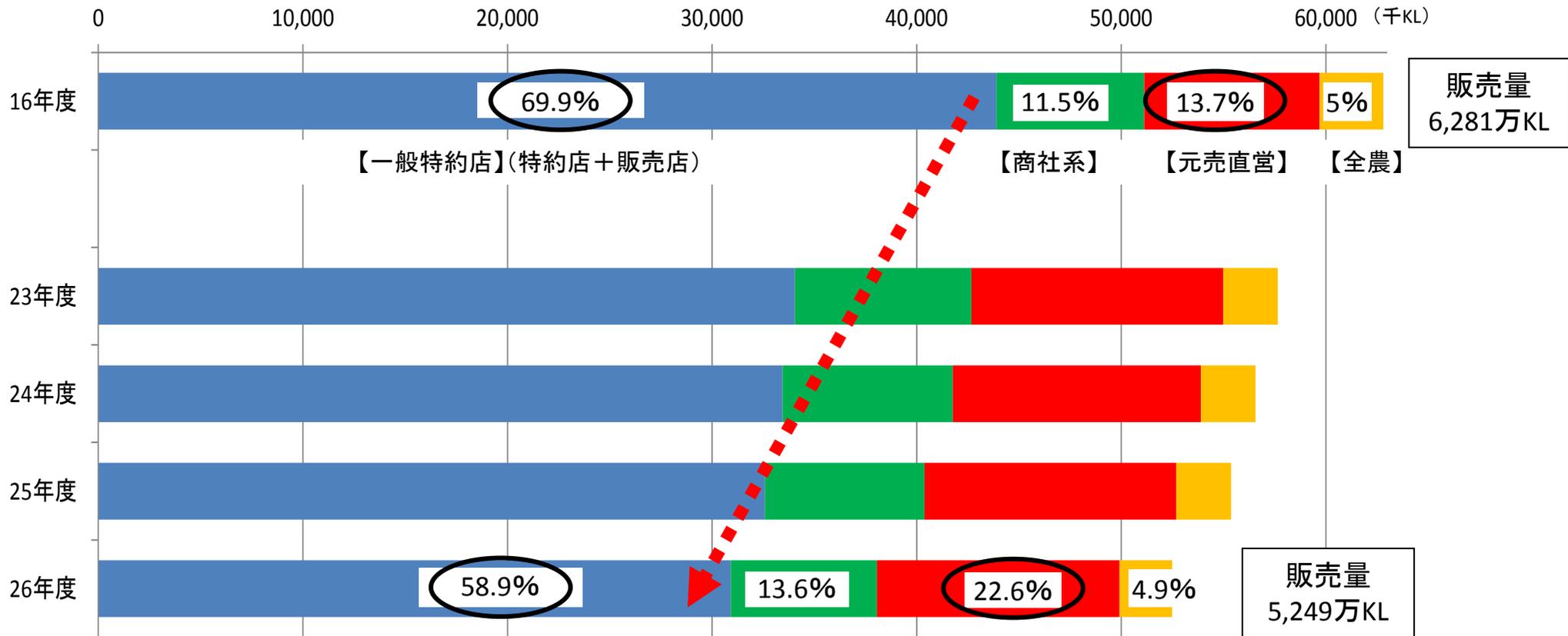
(出所) SS数・事業者数: 資源エネルギー庁石油流通課。セルフSS数: 石油情報センター

元売出資子会社の小売進出による中小販売業者のシェア低下

◆元売直営SSや商社系SSが進出し、地場中小業者SSのガソリン販売シェアが低下

- ・特約店・販売店 69.9%(16年度)→58.9%(26年度) ▼11.0%
- ・元売直営 13.7%(16年度)→22.6%(26年度) +8.9%

ガソリン販売シェア



16年度比
▲1,032万KL

(出所)資源エネルギー庁石油流通課／年度別ガソリン国内販売実績のうち自動車用分のみ

ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について

平成28年4月28日
公正取引委員会

- ◆公正取引委員会は、平成25年7月に「ガソリンの取引に関する調査報告書」を公表し、石油元売会社に対し、ガソリンの流通市場における公正な競争環境の整備を進める観点から改善を求め、その動向を注視することとしたところ。
- ◆その後、ガソリンの仕切価格の決定方法に変更があったこと等、ガソリン流通市場における競争環境が変化したことから、改めて、ガソリンの流通実態を把握するためにフォローアップ調査を実施。

25年要請後の状況

仕切価格
決定方法

・価格体系等を見直す際の交渉、各構成要素の額及び販売関連コストの趣旨や用途の説明を十分に行っていない旨の指摘がみられるなど、必ずしも十分に改善されたとはいえない状況。

業
転玉の
取扱
制限

【自社業転玉】

・多くのエネルギー商社は、自社業転玉を出荷元の系列店に販売することは商道徳上自粛しているとしているが、元売がエネルギー商社に対し、そのような取引を行わないよう圧力をかけているとの指摘もみられるなど、系列店が自社業転玉を自由に購入・販売できる状況になっていない。

【他社業転玉】

・近年は、一方的な取引の停止等がなされることはないなど一定の改善が認められるものの、一部には、元売から看板を取り上げると脅された等の指摘もみられるなど、改善が徹底されている状況とはいえない。

今回の状況を受けての要請事項

[仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている場合]

・価格体系等を見直す際の交渉並びに各構成要素の額及び販売関連コストの趣旨や用途の説明を十分に行う必要。

【自社業転玉】

・元売がエネルギー商社に対し、エネルギー商社が自社業転玉を自社の系列店に販売することを制限することにより、エネルギー商社の事業活動を不当に拘束する場合には、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となることに留意する必要。

・自社業転玉を自社の系列店がエネルギー商社から自由に購入することが可能となることが望ましい。

【他社業転玉】

・他社業転玉の取扱いを理由として、不当に不利益となるような行為を行うことは、公正な競争の確保という観点からは不適切。

仕切価格
の修正

・基準の不明確な仕切価格の修正を一方的に実施する場合、元売の販売政策に従わせやすくする効果を生じ、相手方の事業活動を制限することとなりやすいため、仕切価格の修正の実施基準を可能な範囲で明確にして取引の相手方に示す必要。

値引き
交渉

・個別の値引き交渉において、特定の系列店を著しく有利又は不利にさせるなど、合理的な理由なく差別的な取扱いを行う場合には、独占禁止法上問題(差別対価等)となることに留意する必要。

販売子会社と
仕切価格差

・販売子会社に対し、同一商圈の一般特約店に比して取引条件、取引内容の相違を超えて著しく低い仕切価格で販売するなど、合理的な理由なく差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題(差別対価等)となることに留意する必要。

販売子会社の
安値販売

・油外事業の収益をガソリン事業に補填することや元売から付与されたインセンティブを特定SSが有利となるように配分することなどにより、不当に低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題(不当廉売)となることに留意する必要。

石油には「5兆6,000億円」もの過重な税負担

◆平成28年度税収予算ベース

税目	本則税率	特例税率	H28年度税収予算
揮発油税	24,300円/kl	48,600円/kl	23,860億円
地方揮発油税	4,400円/kl	5,200円/kl	2,553億円
石油ガス税	17.5円/kg	—	180億円
軽油引取税	15,000円/kl	32,100円/kl	9,245億円
石油石炭税	2,040円/kl	(*1) 2,800円/kl	6,880億円
航空機燃料税	26,000円/kl	(*2) 18,000円/kl	669億円
小計			43,387億円
消費税 (地方消費税含む)	8%	—	12,900億円
合計			56,287億円

28.4.1～+0.26円/l

※うち、
ガソリン税に係る
Tax on Tax額
2,113億円

*1) 石油石炭税: H24年10月1日より地球温暖化対策のための税率の特例分上乗せ

課税物件	本則税率	H24.10.1～26.3.31	H26.4.1～28.3.31	H28.4.1～
原油・石油製品	2,040円/kl	2,290円(+250円)	2,540円(+500円)	2,800円(+760円)

*2) 航空機燃料税: H26年4月1日～29年3月31日までの軽減措置

・他に石油製品関税(32億円)がある。

(出所)財務省、総務省、石油連盟